

IFRSをめぐる動向 第19回 金融資産と金融負債の相殺表示

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおける金融資産と金融負債の相殺表示に関する11月までの検討状況について解説します。また、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. なぜ金融資産と金融負債の相殺表示が取り上げられたのか

金融資産と金融負債の相殺表示は当初IFRS及びUS GAAPのコンバージェンスプロジェクトには含まれていませんでした。2006年にIFRS及びUS GAAPの間で締結され、2008年にアップデートされたコンバージェンスに関する覚書(MoU)でも取り上げられていません。相殺表示が注目を集めたのは金融危機の最中でした。

金融危機が発生する前、特に欧米の金融機関は豊富な自己資本に裏打ちされた高格付けを利用して、市場から調達した資金を用いて世界的規模で高リスクな商品に対する投資あるいはトレーディング活動を行うことで収益を獲得し、さらに自己資本を豊富にするという好循環を生み出していました。すなわち、欧米金融機関はレバレッジを拡大することで高収益を獲得してきたといわれています。しかし、金融危機の最中、市場の流動性が失われた結果として、市場からの資金調達が困難となることで、一部の金融機関は資産を処分することで資金調達を行わざるを得なくなりました。これにより金融機関の価値の下落を招き、自己資本を毀損することでますます市場からの資金調達に困難を来すという負のスパイラルに陥ってしまったことで、多くの金融機関が経営危機に陥り、結果として各国で決済システムを守るために金融機関に対し公的資金が投入されることとなりました。

各国の銀行監督当局から構成されるバーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は個別金融機関に対する税金の投入が余儀なくされるような金融危機が2度と起こらないよう、現在新たな自己資本規制の枠組みを検討しています。これはバーゼルⅢと呼ばれることもありますが、この中で自己資本比率規制の補完的指標としてレバレッジ比率規制を導入することが提案されています。この趣旨は、上記の反省を踏まえ、好況時に金融機関が資産を積み上げることに對して一定の制限をかけることにあります。バーゼル委が2009年12月に公表した市中協議文書「銀行セクターの強靱性の強化」では理解可能性を重視し、レバレッジ比率について、財務会計上の総資産を基礎に一部のオフバランス項目など最小限必要な調整を行ったエクスポージャー総額と自己資本の比率として定義されていますが、この規制を実効性あるものにするためには、レバレッジ比率について各国が採用する会計基準に関わらず単一の数値をとることが提案されているため、各国の会計基準がある程度統一化されていることが必要です。しかし、現行のIFRSと米国会計基準(US GAAP)ではいくつか会計基準間の差異があり、特に表示に関しては

デリバティブ取引から生じる金融資産と金融負債に関して相殺表示が認められる要件が異なるため、米国基準のほうが相殺表示は容易に認められる可能性が高いということが特に大きな差異であると捉えられています。

これに対し、IASB は当初、相殺表示は金融商品の認識及び認識の中止の問題ではなく、単なる表示の問題であるとして、2009年4月のG20 ロンドン・サミットにおいて加速することが求められた金融商品会計の見直し(IAS 第39号見直しプロジェクト)に含めることに消極的でした。しかし、会計基準の差異が競争上の公平性(これはしばしば「レベル・プレイング・フィールド <level playing field>」と呼ばれます)の確保^①へ影響を及ぼす^②ことを懸念したバーゼル委や銀行業界^③等の声に応え、IASB は2010年6月に公表された「会計基準のコンバージェンス及び単一の質の高いグローバルな会計基準に向けてのコミットメントに関するプロGRESS・レポート」の中で金融危機対応案件として金融資産と金融負債の相殺を取り上げました。

3. 金融資産と金融負債の相殺に関する検討の方向

現在、IASB 及び FASB は両会計基準間で金融資産及び金融負債の相殺に関する原則は大きく異ならないと考えています。すなわち、以下の2項目を満たす必要があります。

- (1) 企業が法的に無条件の相殺権を持つこと
- (2) 企業が資産と負債のポジションに関して相殺する意図があること

これに対し、相違点としては以下が挙げられます。

(1) IFRS では上記要件を満たした場合、必ず相殺を行わなければならないのに対し、US GAAP では上記要件を満たした場合でも相殺は任意です。

(2) US GAAP では、デリバティブ取引及び現先等の買戻特約付取引について、上記要件を満たしていなくても、例えば取引がISDA(国際スワップ・デリバティブズ協会)の定めるマスターネットティング契約に基づいている場合には相殺を認めています。IFRS ではそのような例外を認めていません。

IASB 及び FASB は11月の合同会合で相殺規定に関する議論を行い、以下の事項が暫定的に決定されました。

- (1) 無条件の相殺権の存在と相殺の意思は、相殺に関するモデル構築にあたっての必須項目
- (2) 相殺に関する規程が満たされた場合、相殺は任意ではなく必須である
- (3) 企業が無条件の相殺権を保有し、かつ、資産の実現と負債の決済が同時に起こる場合は、企業は当該資産と負債を相殺表示しなければならない
- (4) 今後は、現在 US GAAP で認められている条件付の相殺権に基づく相殺表示、すなわち、マスターアグリーメント契約に基づくデリバティブ資産と負債の相殺表示は認められない

IASB はこれらの暫定的な決定を基礎に 2010 年中に公開草案を公表し、2011 年6月末までにその他の金融商品会計見直しプロジェクトの対象である「償却原価と減損」及び「ヘッジ会計」に関する基準とともに最終基準化する予定です。なお、日本基準では現行米国基準と同様、金融資産と金融負債について、総額表示を原則としつつも、以下の3つの要件を全て満たした場合には相殺して表示することが出来ます。

- (1) 同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務であること
- (2) 相殺が法的に有効で、企業が相殺する能力を有すること
- (3) 企業が相殺して決済する意思を有すること

ただし、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットリング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺可能とされています。その点で日本基準は US GAAP に類似しており、IASB の公表する公開草案及び審議状況は日本基準に影響を与える可能性があります。

4. 終わりに

今日では、欧州の一部の政治家には、IASB は独立性を保ちながらも規制当局と密接な対話を行い金融安定化のために一定の役割を担うべきということを主張する人もいます。これに伴い、規制当局と IASB による基準設定プロセスにおける対話の機会も増加しています。これらは、2009 年4月に開催されたロンドン・サミットの首脳宣言を踏まえて設けられた、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し及び金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進等を行う金融安定化理事会 (Financial Stability Board<FSB>) のメンバーとして IASB 議長が参加していることや、G20 の「金融安定化を促進する観点から、グローバルな会計基準設定主体のガバナンスを拡充すべき」というアクションプランに対応して、日米欧の証券市場監督当局をメンバーとしバーゼル委をオブザーバーとするモニタリング・ボードが 2009 年1月に設置され、IASB の上部組織である IFRS 財団のメンバー選定はモニタリング・ボードが行うようになったことなどに示されています。会計基準は投資家等の資金拠出者に有用な情報を提供するために関係独立した会計基準設定主体によって主体的に作成されるべきものであることは言うまでもありません。しかし、会計基準設定主体とそれを取り巻く規制当局が密接に対話を行っている現在では、会計実務に関わる者としては、会計基準の動向を見る時にはそれを取り巻く政治や規制当局の動向からも目を離すことが出来なくなっていると言えるでしょう。金融商品の会計基準に関しては、規制当局が目標とする金融市場の安定化と他の分野に比べても関連が深いため、よりあてはまると考えられます。これから公表が予定される償却原価と減損やヘッジ会計に関する会計基準に関しても、規制当局等の考え方にも気を配ることで、背景についてより理解を深めることが出来るのではないかと考えられます。

- ① 各国の会計基準を基礎にレバレッジ比率が算定された場合、総資産が少なく計上される米国の金融機関が有利になるという懸念が一部にありました。
- ② ある欧州の金融機関による2008年12月期の投資家向け説明資料によると、デリバティブ取引に関する資産及び負債の会計基準の差異に起因して、US GAAPではIFRSによる決算書よりも総資産が約半分になるという試算がされています。
- ③ 2009年3月にIASBが公表した公開草案「認識の中止」へのコメントで国際的な金融機関の業界団体や、欧州の銀行の業界団体は、IASBとFASBが金融資産と金融負債の相殺に関する会計基準のコンバージェンスに関する検討を行うよう主張しています。